

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成30年4月25日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	和泉市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/kousitu/kikaku/osirase/14089499

執行機関名 和泉市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	和泉市立の小学校、中学校又は義務教育学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の就学に必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年和泉市条例第53号)別表第1 第7の項 和泉市立の小学校、中学校又は義務教育学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の就学に必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第1条	和泉市特別支援教育就学奨励費に関する規則(平成27年和泉市教育委員会規則第19号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	(この法律の目的) 第一条 この法律は、 <u>教育の機会均等の趣旨</u> に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨にのっとり、和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の支援学級等に在籍する <u>児童及び生徒</u> の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費を支給することにより <u>教育の機会均等を図る</u> ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		和泉市特別支援教育就学奨励費に関する規則(平成27年和泉市教育委員会規則第19号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 号	和泉市特別支援教育就学奨励費に関する規則(平成27年和泉市教育委員会規則第19号)第5条
②事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第5条の経費の算定に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	和泉市特別支援教育就学奨励費に関する規則(平成27年和泉市教育委員会規則第19号)第4条の規定による特別支援教育就学奨励費の受給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 1 号	和泉市特別支援教育就学奨励費に関する規則(昭和47年和泉市教育委員会規則第7号)第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	一 特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等若しくは当該保護者等と同一の世帯に属する者(次号において「保護者等」という。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	和泉市特別支援教育就学奨励費に関する規則第2条に規定する保護者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
備考		